



ガスコンロ*が規制化されました



* 規制対象：ガスの消費量の総和が14kW以下(オープン付きは21kW以下)で、コンロバーナー1個当たり5.8kW以下のガスコンロ。家庭用及び業務用の一部が該当します。

1. 天ぷら火災等の火災事故が年間約5,000件発生しているガスコンロを「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品(規制対象は上記)に指定しました。平成20年10月1日施行です。(PSマークが表示されます。)
2. 技術基準省令においてバーナー全口に「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着を義務付け、より安全になっています。
(* 規制対象内の製品であっても例外規定あり、下に掲載)
3. 販売事業者(中古販売含む)は施行後ガスコンロにPSマークが表示されていることを確認して販売していただくことになり、PSマークのないものは販売できません。ただし、1年間の販売猶予期間(平成21年9月30日まで)を設けています。

(罰則: 1年以下の懲役若しくは百万以下の罰金、又は併科)



PSマークの例

例外規定



業務用ガスコンロ

... 調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置の搭載免除
(業務用との表示必要)



卓上型一口ガスコンロ

... 調理油過熱防止装置の搭載免除(揚げ物調理しないこととの表示必要)